

議題

政策会議付議事案書(平成29年12月12日)

提案課名 観光課

報告者名 杉田佳一

事案名	震生湖及びその周辺整備事業のために土地買収等を開始することについて	有 資料 無
目的・必要性	<p>震生湖の湖面及びその周辺は、ほとんどが民有地ですが、市内の有数な観光地の一つとして将来の市民に引き継いでいく必要があります。</p> <p>地学的に国内で最も新しい自然湖としての姿にできるだけ原状回復させ、今後その環境が維持された状態で市民共有の財産として整備・保全していく前提条件として、貸しボートやロープ張りをやめ、釣り客とその人たちが置いた工作物等を排除していきます。さらには、水質汚濁、アオコ発生に少なからず影響している魚釣り行為を禁止するため、将来的に、条例による法的な規制に向けた検討も必要です。</p> <p>これまで、散策道、休憩広場及び自然観察フィールドの整備を進めており、その一環として、湖面及びその周辺の土地を取得し、今後の整備を進めていくものです。</p>	
経過・検討結果	<p>議会において、平成24年度決算特別委員会で「確実にでき得ることから順次進めていくという視点で、まずは震生湖畔の環境改善に取り組み、震生湖を訪れる観光客が滞在できる空間づくりを行っていく必要がある」と、平成27年第1回定例会代表質問では、「周辺の環境改善を図ることを優先させる」としました。</p> <p>また、総合計画、都市マスタープラン及び観光振興基本計画において、環境整備に係る事項を示しており、それらによりできるところから整備を進めています。平成28年度及び本年度には、土地所有者から2,140m²の進入路用地の寄付を受け、レクリエーションの場として、維持・整備できる権利関係の整理が前進しました。</p> <p>震生湖とその周辺の魅力向上と活用を図る事業を今後進めるに当たり、進入路及び湖畔駐車場に接続する土地は、湖面を含む自然風景を眺めながら休憩できる施設を整備する適地であり、このたび、地権者から本市への売却に前向きな意向が示されました。</p> <p>つきましては、この土地に借地で営むボート事業者の建物も買収し、事業の廃止により、釣り客優先となっている湖面の景観及び湖水の水質保全を図っていくものです。</p>	

決定等を要する事項	1 次の3名の土地を買収するものです。										
	[REDACTED] 氏 今泉字上後窪 [REDACTED]	所有者	所在	地目(現況)	地積(現況)		地目・地積				
		[REDACTED]	[REDACTED]	池沼	[REDACTED] m ²	[REDACTED] m ²	山林 ([REDACTED] m ²)				
	[REDACTED] 氏 今泉字上後窪 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	雑種地	[REDACTED] m ²	[REDACTED] m ²	山林 ([REDACTED] m ²)				
		[REDACTED]	[REDACTED]	宅地	[REDACTED] m ²	[REDACTED] m ²	山林 ([REDACTED] m ²)				
	[REDACTED] 氏 今泉字上後窪 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	雑種地	[REDACTED] m ²	約 [REDACTED] m ²	山林 ([REDACTED] m ²)				
		[REDACTED]	[REDACTED]	池沼	[REDACTED] m ²	約 [REDACTED] m ²	山林 ([REDACTED] m ²)				
		[REDACTED]	[REDACTED]	雑種地	[REDACTED] m ²	約 [REDACTED] m ²	山林 ([REDACTED] m ²)				
		[REDACTED]	[REDACTED]	池沼	[REDACTED] m ²	約 [REDACTED] m ²	山林 ([REDACTED] m ²)				
合計					1,981.99 m ²	1,694 m ²					
2 [REDACTED] 氏の建物等を買収により補償するものです。											
同氏の所有物件 居宅（木造2階建 店舗併用住宅延床面積158.78m ² ）											
物置（木造平屋建 面積4.96m ² ）											
工作物（カーポート、桟橋ほか）											
3 上記権利者のうち、[REDACTED] 氏所有土地については、来年度予算の議会での可決を「停止条件」とする土地売買契約を、この政策会議の承認後速やかに締結します。この契約方式採用の必要性は、[REDACTED] の現有保全のためにする、同氏所有の土地売買契約と同時期に締結することが、本市にとって得策であると判断した特別の事情によるものです。											
その他の権利者が所有する土地、建物等の買収については、来年度予算に盛り込み、来年度、契約締結して対応することとします。											
4 将来的には、湖面の環境維持のために、条例による法的規制を検討します。											

今後の取扱い

1 周辺の整備等について（別紙資料参照）

(1) 整備済みの設備等

ア 散策道 湖畔外周約1kmのうち約324m（土地使用承諾・土地使用貸借）

イ 本市所有地の広場等 3箇所4, 364m²

ウ 湖畔駐車場518m²、15台駐車可（借地）

エ 市道756号線沿い駐車場1, 113m²、19台駐車可（借地）

オ 公衆トイレ

(2) 今後の整備内容

ア 湖畔散策道

イ ベンチ、テーブル、四阿等

ウ その他散策道及び市道からの車両進入路

2 中井町との協働

中井町に属する湖面・湖畔については、今後協議する整備内容に沿って中井町の協力を得ていくものです。

※ 事業対象の土地（湖面及び湖畔）の面積（公簿による。）

	交渉中の土地の面積	未交渉土地の面積	合計面積
秦野市	1, 694m ² (買収予定面積の 約4. 6 %)	35, 303m ²	50, 710m ² (うち、湖面面積 : 13, 000m ²)
中井町	—	13, 713m ²	